

## 「構造工学委員会の更なる活性化へ向けての長期的戦略」 構造系常置委員会の連携強化を中心に

### 1. 構造工学における「共通事項」へのシフト

本来、構造工学委員会と名称が示すように「構造工学」という非常に大きな範疇をカバーするのが構造工学の役割である。コンクリート委員会、鋼構造委員会や地震工学委員会のあとに発足した構造工学委員会の経緯もあり、これまでの委員会活動は、設計技術や風、安全性、構造制御、衝撃、鉄道工学など、他の構造系委員会が常置的には扱わないテーマが多かったといえよう。構造工学論文集と構造工学シンポジウムは扱う範囲が構造全般にわたっており、構造工学委員会らしい活動であるといえる。

平成17年度からは、新たに複合構造委員会が発足することを考えると、構造工学全般に共通するテーマを積極的に取り扱うという姿勢に重点をシフトすることが必要である。

この姿勢を持つことは、構造工学委員会が、他の構造系委員会をリードする、あるいは、取りまとめるという役割を自覚することにつながる。構造工学委員会の更なる活性化に大いに役立つはずである。

### 2. 土木学会の横系の強化

土木学会の方向性として、従来型の縦系の強化（各常置委員会の活動強化）だけでなく、横系の強化（常置委員会間の連携強化あるいは、常置委員会をまたぐ新しい分野の開拓）が示されている。

構造工学委員会が、構造工学分野の共通事項を扱うためには、構造系常置委員会の連携強化が必要で、まさに、土木学会の狙いとも合致する。

### 3. 連携強化の方策

#### (1) 連絡幹事の設置

構造系常置委員会（コンクリート委員会、鋼構造委員会、複合構造委員会、地震工学委員会など）との間に連絡幹事を設ける。

#### (2) 構造系常置委員会委員長定期会議

定期的（年1回程度）に、構造系常置委員会委員長・幹事長会議を開催する。

#### (3) 共通事項を扱う常置小委員会の設置

「構造設計の基本」、「荷重指針」といったユーロコード0,1に相当する土木学会指針を作成し、それを維持する小委員会を設置する。例えば、現在、土木構造物荷重指針連合小委員会があるが、時期を見て構造工学委員会の常置的小委員会となるように関係者・グループに働きかけることが望まれる。

#### 4. 基準類に繋がる成果

これまでも、構造工学委員会は設計基準類を刊行してきたが、より積極的に基準作成に向けた活動が望まれる。そのためには、そのような委員会活動を企画、リードしていくことが欠かせない。なお、刊行した基準に対して委員会としての責任を持つということから、査読システムを導入したが、より徹底させ、より権威をもったものにしていく努力が必要である。また、作成した基準類を海外へ発信したり、国際基準とすることもあわせて検討していく。

#### 5. 委託研究の強化

構造工学全般にわたる基本的もしくは広範なテーマ、構造系常置委員会に共通するテーマなどに重点を置く点、設計などの基準類の整備充実化・権威化を図る点、などの新たな方向性により、委託研究を受けやすい環境が整うと考えられる。さらなる委託研究の強化を図る。

#### 6. 委員会の構成

現在、構造工学委員会は運営小委員会や構造工学論文集編集小委員会などの恒常的な用務のある委員会と、当該研究分野の連絡と研究企画を担当する研究連絡小委員会（耐風工学連絡小委員会など）からなる常置委員会と、公募を主体とする研究小委員会から構成されている。この他に、委託小委員会と特別小委員会があるが、後者は兵庫県南部地震のあとに特別の任を受けて発足した例があるが、その例のみであり、例外的な委員会と言える。委員会としての研究成果はもっぱら、公募形式の研究小委員会に依存していることになり、委員会主導の研究活動が行いにくいシステムとなっている。

構造系委員会の中心的存在になるためには、公募に頼ることなく、執行部主導の研究活動が欠かせず、今のシステムを見直す必要がある。具体的には、委員会主導型の小委員会と公募型の小委員会に分けることが考えられる。前者の小委員会の設置・改廃は委員長に一任し、必要に応じて活動費を支給する。後者に対しては従来からの研究小委員会のルールを適用すればよいと思われる。

#### 7. 活動経費の配分

各研究小委員会には、従来6万円程度の予算が均等配分されていたが、小額であったため用途が限られ、消化しきれない場合が多く、必ずしも有効な予算配分法ではなかったという側面があった。そこで以下の新たな方法に変えるのがよいと考える。

- (1) 研究小委員会（連合小委員会を含む）全体に対し予算を配分し、各研究小委員会には予算を配分しない。
- (2) 各研究小委員会は、予算の均等割りを支出の上限とする。(1)で示した上限以上の支出を全体予算から差し引いた上で、均等割りの額を算出する。

- (3) ただし、上限以上の支出を希望する場合は、運営小委員会に支出の理由とともに申請し承認が得られれば、その限りではない。申請できる小委員会としては、研究連絡小委員会も含む。申請時期は、年度始めと12月末とする。
- (4) 12月末に、各研究小委員会は、支出の上限内で年度内の支出の予定を運営小委員会に報告する。
- (5) 運営小委員会は、上記の報告された各小委員会の支出予定と、上限を超える支出申請を考慮した上で、各研究小委員会への補助予算配分を決定する。

注：ここでの提案は、運営委員会で議論されたものを、藤野と上田の責任のもとにまとめたものである